

地方からの提案個票

〈各府省第1次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
5	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲	1～6
11	農業振興地域に係る見直し(山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更追加)	7～8
24	漁業関連事務の簡素化等 ア. 漁業関連融資手続の見直し イ. 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止 ウ. 漁業における出漁時の届出等手続の簡素化	9～16
30	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲	17～21
6	病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和	22～25
7	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	26～27
25	生活保護事務に関する規制緩和	28～35
16	地方社会福祉審議会の見直し	36～39

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番 5

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(制度改正を必要とする理由)

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものとする。

(支障事例)

幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。

一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定型こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で引き続き検討を進めていく。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番5

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(制度改正を必要とする理由)

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものとする。

(支障事例)

幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。

一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。

本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番 5

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(制度改正を必要とする理由)

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものとする。

(支障事例)

幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。

一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定型こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。

本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番11

管理番号	174	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農振法施行令第10条に定める軽微な変更により、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例、必要性】

県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。

山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいため敬遠されており、除外は進んでいない。

また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。

市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。

【メリット】

過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項
農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条
農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について

各府省からの第1次回答

御提案では、山林化した土地の農用地域からの除外のためには、農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)に関する基礎調査が必要であるとされているが、当該除外が農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、必ずしも基礎調査を経ることなく農用地域からの除外を行うことが可能であり、その旨を周知する方向で検討する。

農用地域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地域からの除外に係る計画変更については、

- ① 農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、
- ② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、
- ③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。

ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものとは言えないこと等から、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。

御提案の、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地の農用地域からの除外については、

- ① 当該土地を整備することにより農用地として利用する対象から除外するという、地域の農業振興の基本的な方策に関わることであり、農業者等の住民から意見を求める必要があること
- ② 当該土地の農用地域からの除外後の利用によって影響を受ける可能性のある農用地域内にある土地の所有者等に、異議申出を行う機会を付与する必要があること
- ③ 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があることから、当該除外に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番24

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現在、10トﾝから20トﾝ未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。

一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。

本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。

以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

漁業近代化資金制度は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、漁業者等に長期かつ低利の資金を融通するための国の制度である。漁業近代化資金の融資条件については、法において貸付金額の上限、資金使途、利率その他が定められており、同制度の全国的な公平性の確保が図られているところである。

この中で、貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金使途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金使途ごとに設定されているところである。

一方で、漁業者等が漁業近代化資金を活用して導入しようとする施設の価格によっては、貸付金額が法定上限を超えることも想定される中で、当該施設の性能や当該漁業者等の経営規模等からみて適切な投資であると認められる場合には、法定上限を超える貸付を許容することが法目的に合致することを踏まえ、法において、農林水産大臣の承認を条件として、これを許容しているところである。

以上を踏まえると、御要望にあるような、法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることについては、一部の県においては限度額を大きく超えた融資が行われる一方で、別の県においては限度額の超過が認められないなど、全国的な公平性が確保されなくなるおそれがあるのみならず、過剰投資や貸し倒れリスクが増加し、同制度の安定的な運営に支障が生じるおそれがあることから、適切ではない。

また、法定上限自体を引き上げることについては、全国的には法定上限超過件数が極めて少なく(平成25年度の20t未満の漁船に係る貸付1,009件に対し、承認件数は10件(約1%))、立法事実に乏しいことや、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算にも影響することから、直ちに対応することは困難である。

しかしながら、御要望を踏まえ、法定上限超過に係る時間を短縮し、漁業者等の漁業近代化資金の活用に係る利便性を向上させる観点から、手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を講じることについて検討を行うこととする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番24

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。

規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。

(参考)

平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。

現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。

【制度改正の必要性】

広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。

根拠法令等

漁業法第65条第7項
水産資源保護法第4条第7項

各府省からの第1次回答

漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定めるものである。

具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の親魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・科料などを定めている。

このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるものではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の点を担保する必要がある。

- ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置
- ②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置
- ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置

したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水産大臣の認可に係らしめているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。

また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がないかについて及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない」との指摘は当たらない。

以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番24

管理番号 90 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名) 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る提出書類の簡素化

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省 農林水産省(水産庁)

求める措置の具体的内容

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度の概要】
小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。
これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。

【支障事例】
本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。

【制度改正の効果】
届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。

【類似事務の状況】
沿岸くろまぐろ漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)

根拠法令等

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条

各府省からの第1次回答

現在の届出内容等の実質的内容が担保されるよう留意しつつ、提出書類の簡素化(一覧表方式への変更)や添付書類(漁船原簿謄本)の省略を可能とする方向で検討する。(別紙参照)

1. かじき等流し網漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の省略については、その内容が都道府県によって担保されれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

地域漁業管理機関に漁獲状況を報告する必要があることから、近海かつお・まぐろ漁業と同様の報告項目が必要となるため、現在の報告様式を変える（一覧表方式に変更する）ことはできない。

2. 沿岸まぐろはえ縄漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の提出の省略については、広域漁業調整委員会指示に基づく承認申請手続と同様に、都道府県によって担保されるのであれば省略することに支障はない。

なお、同一船舶が指定省令に基づく近海かつお・まぐろ漁業の許可申請をしている場合、又は同一船舶により既に当該許可を受けている場合にあっては、既に「漁船原簿謄本」及び「船舶検査証書」の提出の省略を認めている。（沿岸まぐろはえ縄漁業届出船舶の約8割が近海かつお・まぐろ漁業許可船。）

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

地域漁業管理機関に漁獲状況を報告する必要があることから、大臣許可漁業である遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業と同様の報告項目が必要となるため、現在の報告様式を変える（一覧表方式に変更する）ことはできない。

3. 小型するめいか釣り漁業について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の省略については、その内容が都道府県によって担保されれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

現在の報告様式に定められた項目は、資源評価の必要性から、旧大・中型いか釣り漁業に準じて設定されており、減らすことは出来ない。そのため、それら報告項目を一覧表で表現した場合長大なものとなり、一覧表で表現することは困難であるため、一覧表方式に変更することはできない。

4. 暫定措置水域沿岸漁業等について

①届出（一覧表方式への変更及び添付書類の省略）

一覧表方式で行うことについて、現行で届出を受けている内容が担保されれば支障はない。「漁船原簿謄本」の提出の省略については、広域漁業調整委員会指示に基づく承認申請手続と同様に、都道府県によって担保されるのであれば省略することに支障はない。

②漁獲成績報告（一覧表方式への変更）

一覧表方式で行うことについて、現行で報告を受けている内容が担保されれば支障はない。

	①届出 (一覽表方式への変更)	①届出 (漁船原簿謄本の省略)	②漁獲成績報告 (一覽表方式への変更)
かじき等流し網漁業	○※1	○※2	×
沿岸まぐろはえ縄漁業	○※1	○※2	×
小型するめいか釣り漁業	○※1	○※2	×
暫定措置水域沿岸漁業等	○※1	○※2	○※1

※1 現行で届出を受けている内容が担保される場合

※2 都道府県によって内容が担保される場合

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

通番30

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。

4 【農林水産省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24 法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番30

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1

各府省からの第2次回答

農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(農林水産省と共管)[再掲]

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。